

平成 15 年 2 月 27 日

警察庁生活安全局  
少年課 御中

社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
マイクロソフト株式会社  
ヤフー株式会社

## いわゆる「出会い系サイト」に対する規制について

既にわれわれの考え方の一部につきましては少年有害環境対策研究会の中間案に対するパブリック・コメント募集の際に述べさせていただいておりますが、当該研究会の最終報告書に関してはパブリック・コメントの募集が行われていないため、本文書によって事業者としての最終案に対する意見及び懸念点を貴庁に述べさせていただきます。

1. 児童保護のために不正勧誘行為を禁止することについては異論はありませんし、児童買春の防止のためには保護者、警察、出会い系サイトの運営者などの関係者がそれぞれ必要な責務を果たすべきであるという点についても異論はありません。しかしながら、出会い系サイトというメディアを規制することは児童買春に走る者の背景となる事情を改善したり動機を抑制することには直接つながりません。児童買春を本質的に防止するための対策として何が必要であるかを検討することも喫緊の重要な課題であると考えますので、この点を貴庁においても充分にご認識いただきたいと思います。
2. インターネット上でサービスを提供している事業者に寄せられている社会的期待は十分に認識しておりますので、事業者としてこれまでも可能な限りの対策を講じてきておりますし、今後も努力を惜しむものではありません。しかしながら、そのような措置を講ずる大前提としては対象となる「出会い系サイト」が明確に定義されることが必要かつ不可欠です。多種多様のサービスが存在していることに照らすと、定義をあいまいにすることは無用に規制対象を広げるような事態を引き起こす結果となります。少なくとも最終報告書に記載されている2つの要件などだけでは、インターネットを利用して広く一般に利用されているいわゆるコミュニティ系のサービスが包含される可能性が極めて高く、今まで何ら全く問題が起きることなく多数の人々に利用されているサイトにまで規制が及ぶ結果を招来します。したがって、問題とされるサイトに限らず広くインターネット上で提供されている他の様々なサービスも含めて調査のうえ、どのような定義を採用すれば問題とされるサイトを区別して規定できるかを検討すべきであると考えますので、広くインターネットを利用してサービスを提供している多くの関係事業者の意見を聴取のうえで定義についての検討を進めることを強く要望いたします。

以 上